## 【健康診断対象者の範囲】

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 東京都公立大学法人定款第9条に定める役員のうち、任命権者が定めた基準 を満たす者
- 2 東京都公立大学法人教職員就業規則(平成17年度法人規則第21号)第2条 に定める教職員
- 3 東京都公立大学法人非常勤教職員就業規則(平成17年度法人規則第36号) 第2条に定める教職員のうち、任命権者が定める基準を満たす者(※)
- 4 その他理事長が特に必要と認める教職員
- ※ 任命権者が定める基準 次の要件を満たす者

その者の勤務日数が月12日以上(1日の労働時間が7時間45分の者に限

る)又は週20時間以上であり、かつ、雇用保険の一般被保険者であること。 雇用保険対象とならない学生は除く。